

八王子市教育委員会 殿

学 校 名 八王子市立第八 小学校

校長氏名 高澤 善幸 公 印

令和7年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第16条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

学校の教育目標を「かしこく、ゆたかに、たくましく、みんなと生きる子」を受けて特別支援教育の目標を設定する。

- （1）学校教育目標の達成をめざし、個に応じた指導を充実させることを通して、情緒の安定を図り、意欲的に取り組む態度を育てる。また、社会性を育て、豊かな人間関係を築くことができるようにする。
 - 自分の気持ちや思いを上手に言葉で表現し、友だちとよりよく関われる子を育てる。
 - 個に応じた指導を通して、自分の力を十分に発揮できる子を育てる。
 - 自分の気持ちや行動をコントロールできる子を育てる。
- （2）特別支援教室での指導により、対象児童が達成感を得ることで自己肯定感を向上させ、障害に基づくさまざまな困難を改善・克服し、在籍学級での有意義な学校生活につなげていくことができるようにする。

2 教育目標を達成するための基本方針

- （1）巡回指導教員と在籍学級担任、特別支援教育コーディネーター等が協働し、情報共有を密に連携し合う。
- （2）個々の課題を客観的に分析し、感覚統合や読字、書字など必要に応じた指導を行う。
- （3）巡回相談心理士等による指導・助言をもとに、より効果的な指導を工夫、改善し続ける。
- （4）巡回指導教員は連絡ノートや連携型個別指導計画、学校生活支援シートを活用しながら拠点校、巡回校教職員、及び保護者と密に連携を取り合う。

3 指導の重点

- （1）児童の障害に応じた状態及び特性を適切にアセスメントし、それぞれに相応しい支援を実践するよう努める。
- （2）学級の集団活動で守るべきルールやマナーを知り、周囲に合わせて協力しながら活動することができる力を育てる。

4 その他の配慮事項

- （1）児童一人ひとりの実態や課題を見取り、特別支援教室の指導目標を達成できるよう努める。
- （2）児童一人ひとりの実態により、個別指導を中心とした指導計画を立てながら、必要に応じて、類似した課題をもつ児童をグループ化した小集団指導を実践する。
- （3）必要に応じて指導の様子を巡回相談心理士に観察してもらい、児童の心理状態や特性について助言を受け、指導内容の改善に努める。